

# 口座振替初回引落とし割引

( 選 択 約 款 )

平成21年4月1日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

# 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）によりお客さまに料金を支払っていただくことを促進することによって、営業費の削減を図り、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適用範囲

供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、3時間帯別電灯もしくは低圧高利用契約により電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われるお客さまで、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 4 料 金

各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、時間帯別電灯、3時間帯別電灯または低圧高利用契約によって算定された早収料金の場合の金額から次の初回引落とし割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。ただし、当該月における初回引落とし

割引額は、従量電灯，時間帯別電灯，3時間帯別電灯または低圧高利用契約によって算定された早収料金の場合の金額を上回らないものとしたします。

なお，その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合には，従量電灯，時間帯別電灯，3時間帯別電灯または低圧高利用契約によって算定された早収料金の場合の金額を早収料金といたします。

初回引落とし割引額（1契約につき）	52円50銭
-------------------	--------

## 5 口座振替初回引落とし割引の廃止

- (1) お客様が口座振替初回引落とし割引を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。
- (2) 口座振替初回引落とし割引は，お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし，お客様が，従量電灯，時間帯別電灯，3時間帯別電灯または低圧高利用契約による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日に口座振替初回引落とし割引が消滅したものといたします。

## 6 その他

その他の事項については，供給約款，時間帯別電灯，3時間帯別電灯または低圧高利用契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。